# せんぼく情報ネットワーク

### シニアワークプログラム

~高齢者のための技能講習<sup>、</sup>

# **緑地保全管理アシクタント講習**

# (庭木の剪定、冬囲いなど)

- ■期日:6月9日(月)~13日(金)5日間
- ■会場:①仙北市勤労青少年ホーム (仙北市角館町外ノ山)
  - ②角館町森林総合利用施設・ ロッジ(仙北市角館町西長野 古米沢·花葉館奥)
- ■対象:秋田県内在住で、就職就業を希望する60歳台前半層を中心とした高齢者の方
  - ※定員20名。
  - ※受講料・テキスト代は無料。交通費、 食費等は受講者負担。

#### ■問合せ

ハローワーク角館 TEL(54)2434

#### ■申込・問合せ

(社)仙北市シルバー人材センター

TEL (55) 1646

※このほか、県内各地でさまざまな技能講習が行われます。詳しくは、主催の秋田県シルバー人材センター連合会TEL018(888)4680へお問い合わせください。

### サウンドテーブルテニス 体験講習会

サウンドテーブルテニスとは、卓球によく似たゲームで、ピンポン球の中に数個の小さな鉄球が入っています。転がるとカラカラと音がし、その音の出るピンポン球を、卓球台の上でお互いにラケットで転がすように打ち合うゲームで、音を頼りにプレイすることが出来ます。

目の不自由な方も、そうでない方も、老若男女、参加費無料です。

うっすらと汗ばむ程度の軽いスポーツ です。動きやすい服装で参加してくださ い。

- ■日時:5月11日(日)
  - 午後1時より午後4時
- ■場所:勤労青少年ホーム(仙北市角 館町外/山)
- ■主催 仙北視覚障害者協会
- ■技術指導 秋田県サウンドテーブル テニスクラブ
- ■問合せ TEL(54)1834(藤原)

### 交通事故無料相談

保険の請求がよく分からない・納得いかない、事故の被害者又は加害者になって困ったなど、交通事故でお困りの方はご相談ください。

専門の相談員(電話相談可)が相談 に応じます。相談料無料。

- ■相談日時:月~金曜日(祝日除く) 9:00~12:00 13:00~17:00
- ■弁護士相談:毎月第2·第4木曜日 13:00~16:00 (要予約·要面談・無料) (8月のみ第3·第4木曜日)
- ■問合せ:社団法人日本損害保険協会 秋田自動車保険請求相談センター 秋田市山王2-1-43 三井住友海上秋田ビル5階

TEL 018 (823) 5922

### ブラックバス等外来魚の 再放流禁止について

秋田県内水面漁場管理委員会より、 水産動植物の繁殖保護を図るため、協力依頼がありました。

漁業法(昭和24年法律第264号)第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づくもので、次に掲げる水産動物は、採捕した河川湖沼及びこれに連続する水域にこれを再び放してはなりません。

#### ■指定水産動物名

①ブラックバス(オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚) ②ブルーギル

#### ■指示の期間

平成20年4月1日から平成21年3月 31日まで

■担当 秋田県内水面漁場管理委員会 事務局

TEL 018 (860) 1893

### 行政に対する困りごとは行政相談委員に!

行政相談委員は、総務大臣から委嘱を受け、国の仕事を始め、NTTなどの 特殊法人等の仕事についての苦情や意見・要望を受け付け、皆さんと関係行 政機関との間に立って、その解決を図る、いわば「行政と住民のパイプ役」です。 仙北市の行政相談委員は次の3名の方で、自宅で相談を受け付けておりま すので、お気軽にご相談ください。

行政相談委員	住 所	電話番号		
難 波 輝 子	田沢湖生保内字水尻7	(43)0782		
阿部幸司	角館町雲然上町屋79-2	(55) 2845		
小 西 範 子	西木町上桧木内字中泊97	(49) 2154		

また、5月19日(月)から25日(日)までの1週間は、「春の行政相談強調週間」です。この週間にあわせて、次の相談所を開設しますのでお気軽にご利用ください。

期日	明日 時間 場所		相談委員			
5月21日(水)	13:00~16:00	田沢湖総合開発センター	難	波	輝	子
5月22日(木)	13:00~16:00	桧木内地区公民館	小	西	範	子
5月23日(金)	13:00~16:00	市役所角館庁舎会議室	阿	部	幸	司

■問合せ: 仙北市総務課総務係 TEL(43)1111

## 自転車も乗れば車のなかま入り

### 5月1日から5月31日まで自転車の安全利用の推進月間です。

#### ◎道路を通行するとき

- •見通しの悪い場所や、一時停止の標識のある場所では、必ず一旦止まり、左右の安全を確認しましょう。
- ・歩道は歩行者優先、車道寄りを徐行しましょう。
- 夜はライトをつけましょう。
- ・2人乗りや並んで走ることはやめましょう。

#### ◎酒気帯び運転の禁止

•酒を飲んだときは乗ってはいけません。酒酔い運転は自転車も処罰されます。 (原則:5年以下の懲役又は100万円以下の罰金)

仙北警察署 TEL(53)2111·仙北市環境防災課 TEL(43)3308